

●香川県監査委員公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成19年8月7日

香川県監査委員	平	木	享
同	水	本	規
同	鍋	嶋	明
同	野	田	峻

- 1 監査対象部局 環境森林部
- 2 監査対象年度 平成18年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
環境保健研究センター	平成19年4月20日
環境管理課	平成19年5月15日
みどり整備課	〃
環境政策課	平成19年5月17日
みどり保全課	〃
廃棄物対策課 (資源化・処理事業推進室)	〃
森林センター	平成19年5月23日
東部林業事務所	平成19年5月30日
西部林業事務所	平成19年6月14日
直島環境センター	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。
なお、軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

- (1) 指摘事項
該当事項なし
- (2) 指導注意事項
該当事項なし
- (3) 検討指示事項
該当事項なし